

詐欺電話対策機器を 無料で貸出します



対象者：65歳以上の市民の方

- 一世帯に一台まで。
- ご家族等からの代理申請もできます。
- 過去に詐欺電話防止機器の無料貸し出しを受けた人、およびその人と同一世帯の人は対象外です。

75歳以上の単身世帯の方は、ぜひご活用ください

申込受付：令和8年8月3日(月)から

平日 9:00～16:30 (先着順・1,000台)

★休日受付日あります★

令和8年8月9日(日) 9:00～16:30

- 手続きには30分ほどお時間がかかります。ご了承ください。

申込場所：高槻市立消費生活センター

高槻市紺屋町1番2号 クロスパル高槻2階

持ち物：本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、高齢受給者証など)

- 代理人が申込される場合は、本人と代理人両方の本人確認書類が必要です。
- 本人確認書類がない場合、受付できません。

【詐欺電話対策機器とは】

- ✓ 着信音が鳴る前に、自動で相手に「迷惑電話防止のためこの通話を録音します」と警告。
- ✓ 電話に出ると、通話を自動録音！
- ✓ 犯人は、録音されることを嫌がるため抑止効果があります。

※ 電話機の「迷惑電話防止機能」と同じ機能です。



問合せ

高槻市立消費生活センター

TEL: 072-683-0999 (平日 8:45～17:15)

★裏面の注意事項もご確認ください



■注意事項

電話機に「迷惑電話防止機能」がついていないか確認を！

ご自宅の電話機に「迷惑電話防止機能」があれば機器を設置する必要はありません。

お申し込みの前に、ご自宅の電話機に右図のようなボタンがついていないか確認してください。

迷惑防止



図：迷惑電話防止機能ボタンの例

- ホームセキュリティやエレベーター、市が設置する「緊急通報装置」などの非常通報装置を設置されている場合、詐欺電話対策機器の取り付けはできません。
機器を併用すると、非常通報装置が正常に稼働しない可能性があります。
- 機器は、申請書に記入された電話番号に設置してください。
- 機器の取り付けは、ご自身又はご家族等で行ってください。
- 機器の電気料金は、自己負担となります。
- 機器を第三者に譲渡や貸与することはできません。
- 機器はアナログ2線式（アナログ回線、PBX回線、INS回線、IP回線）対応です。
電話回線や電話機の種類によっては取り付けできない場合があります。
- 機器を破損・紛失した場合、修繕・交換費用は自己負担となります。
- 申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに高槻市へ届けてください。
- 貸出期間は令和15年5月31日まで。
期間中に市外へ転出される場合などは機器の返却が必要です。
期間終了後の返却は不要です。
- 高槻市からアンケート調査を依頼することがあります。

今、一番被害が多い「ニセ警察詐欺」における当初接触ツールは、電話が98.4%。

そのうち60代以上では、固定電話が半数以上を占めています。（警察庁HP、令和8年3月時点）

固定電話の対策を行うことは、とても有効です。

当初接触ツール(電話)の年代別内訳

